



EAnetwork

当ニュースレターは、株式会社アースアプレイザルより、最新のニュースと解説を定期的にお届けしています。このEAnetworkは弊社HPより配信のご登録を行われた方、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方、及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。

ニュースレターの送付には、お客様から頂戴したお名刺やお申し込みになった電子メールに記載されたお客様の個人情報を利用してあります。弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております (<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人情報の利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが最終ページにチェック、ご記入の上FAXにてご返送、またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

今回のコラムは企業と生物多様性保全(その1)と土対法改正のポイント(その2)をお送りいたします。

☆ Environmental column ☆

企業と生物多様性保全シリーズ(その1)

「生物多様性条約による生物多様性保全の推進」

田中 章 東京都市大学環境情報学部准教授 農学博士

生物多様性保全を目的とした生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)が、来年、名古屋で開催される。それに伴い、日本の産官学が一斉に“生物多様性保全“に着目し始め、これまで日本でありあまり重視されてこなかったこの分野に関する新しい動きが活発化している。2008年の生物多様性基本法成立はその一つである。

そもそも生物多様性保全とはどういうことなのだろうか。これは、多様な(多くの種類の)野生生物が共存している状態を、維持、復元、創造、増強などの手段によって保全することである。“多様”ということについては、種レベル、生態系レベル、遺伝子レベルの3つの段階で実現することとしている。この意味は、ある野生生物種を保全する場合、人間が作ったケージの中で人工繁殖などにより維持するというのではなく、その生物種本来の生息地、生息環境(これをハビタットという)を保全し、その本来のハビタットにおいてその種の維持を実現する、ということである。

生物多様性(biodiversity)という用語は、その堅いイメージから何か非常に特別な生態学的な意味を持っていると誤解されやすい。しかし、最近の国際社会や環境行政では、この言葉を生態学的あるいは生物学的な専門用語としてではなく、従来からあった「野生生物保護」、「生態系保全」、「自然環境保全」などの用語の意味を含む、さらに一般的な概念を示す用語として使われるようになってきた。ただ、最近の生物多様性保全は、人間の利用、人間活動に伴う悪影響、人間による保全施策など、人間との関わりをより重視していることが特徴である。言い換えれば、生態系という概念の中にヒトという動物種とその影響を含まないか、含むかの違いである。

ところで、生物多様性条約は、1992年のリオでの地球サミットにおいて、気候変動枠組条約とともに採択された国際条約である。つまり、地球温暖化対策と生物多様性保全は数ある顕在化した地球環境問題の中でも二大最重要課題であると既にこの時点で国際社会で認識されていた。しかしながら、その後の両者に対する取り組み方には大きな差があった。今の日本でも地球温暖化を知らない人はいないと思うが、生物多様性という言葉は聞いたこともない人が多いのではないだろうか。

どうしてこのような差ができてしまったのか。温暖化問題はその影響が直接的で比較的短期間で誰にもわかりやすい結果があるのに対して、生物多様性の損失の影響は間接的かつ長期的で専門

家以外にはきわめてわかりにくいことが挙げられる。対策についても、前者は二酸化炭素などの温室効果ガスに絞った定量的な目標設定や評価が可能だが、後者は地球レベルのミレニアムアセスメントなどが行われているものの、対象が絞りきれないどころか広がる一方のため地域ごとのより定量的な目標設定や評価の段階まで進むことができない。さらに生物多様性の残されている自然資源を収奪している国と収奪されている国との間で歴然とした南北問題があり、短期的な経済利益と長期的な地球生態系の損失はトレードオフしにくい。国内でも農山漁村の人口は減り続けており、都市生活者にとって生物多様性は現実感のないものになっている。

日本では、1997年の京都議定書の影響もあり、温暖化対策については「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年に成立したのに対して、冒頭で紹介したように「生物多様性基本法」はその10年後の2008年である。この間に1992年の「絶滅の危機に瀕する動植物の種の保存に関する法律」、1997年の「環境影響評価法」、2002年の「自然再生推進法」、1995年の「生物多様性国家戦略」、2002年の「新・生物多様性国家戦略」、2007年の「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」などの関連法制度が成立しているとはいえ、まだまだ生物多様性条約の「生物多様性の損失速度を大きく低減する」という目標に対する実効性の面では課題が山積みである。

実は、日本が議長国を務めるCBD/COP10は「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに大きく低減させる」目標についての各国の進捗状況を報告する会議でもある。残念ながら、生物多様性破壊の「第1の危機」（新・生物多様性国家戦略）である「開発事業」によって、日本在来種のほ乳類の24%、両生類の22%、淡水魚類の25%、陸及び淡水貝類の25%、維管束植物の24%が絶滅危惧種に指定されるまで減少している。生態系では、例えば多くの希少生物のハビタットでもあり水質浄化など極めて重要な環境保全機能を有する干潟は1940年に比して約4割が消失している。このように、日本の生物多様性の損失速度は緩まるどころかさらに加速化している。この理由には、開発行為をコントロールする環境アセスメント制度におけるミティゲーション規定の問題、野生生物種のハビタットという物理的な土地や空間確保の問題、生物多様性保全の目標や評価の定量化の問題などがあるが、この話題はまた後の機会としたい。

このような中、国内の民間企業による生物多様性保全のガイドラインの必要性が議論され始めている（平成20年度環境省委託：企業の生物多様性に関する活動の評価基準作成に関するフィージビリティ調査、FoE Japanなど）。今後、「生物多様性オフセット（米国の代償ミティゲーションと同義）」などの生物多様性保全を確実に前進させる国際水準メカニズムの日本導入は、国際社会でのリーダーシップを目指す民間企業の先進的CSRにかかっているだろう。

☆ Environmental column ☆

土対法改正のポイント - その2 〈土壌汚染の調査・対策について〉

前回は、改正される土対法の調査契機について記述した。概要は現行法の有害物質使用特定施設の廃止（第3条）、および健康被害が生ずるおそれがある場合（第4条）に加えて、新たな第4条として3000㎡以上の土地の形質変更時に届出が義務化され、当該地に土壌汚染のおそれがある場合は土壌汚染状況調査の実施が命令される、というものである。

今回は、区域の指定について記述する。

2. 区域の指定

現行法では、第 5 条において指定基準に適合しない土地は汚染されている区域として、都道府県知事が指定区域に指定する、としている。これは汚染の程度、土地の利用、周辺への影響、等々の条件とは一切関係なく、指定基準値を唯一の判断根拠として土壤汚染を評価するものである。これにより現実には基準値の 2 倍の汚染も 1000 倍も、工場跡地も住宅地も、海岸域の埋立地も内陸の地山も、単に基準値を超過して汚染と評価されれば、全てが同じ土壤汚染と理解されることになった。実施されている対策がそれを物語っている。

改正法では、特定有害物質による汚染状態が環境省が定める基準（以下、規制基準という）に適合しない土地に対して、健康被害の発生の可能性によって区域の指定を、「要措置区域（第 6 条関係）」と「形質変更時要届出区域（第 11 条関係）」に区分している。

改正土対法第 6 条では、人の健康被害が生じる、又は生じるおそれがある場合は、人の健康被害を防止するための措置が要求される地域、つまり「要措置区域」として都道府県知事が指定する。この場合、都道府県知事は土地の所有者等に対して、人の健康被害を防止する範囲内において、措置の実施を指示するが、実施されない場合は措置の実施を命令することが出来るとしている。人の健康被害を防止するための措置とは、第 6 条によれば当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」）とされており、実施すべき汚染の除去等の措置（以下「指示措置」）については、溶出量基準超過の場合は「遮水工封じ込め」を基本的な措置としている。特に、原位置封じ込めが適用可能な土地では原位置封じ込めも認められる。さらに、同等以上の効果を有する措置として、汚染の状況によって異なるが、土壤汚染の除去、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、不溶化、等が認められている。

改正土対法第 11 条では、環境省令で定める基準に適合しないが、人の健康被害が生じるおそれのない区域について、当該土地の形質変更を行う場合は届出を義務付ける区域、つまり「形質変更時要届出区域（以下、要届出区域という）」として都道府県知事が指定する。「要届出区域」は上記のように人の健康に被害が生じるおそれのない土地であり、封じ込めや盛土などの摂取経路を遮断する修復措置は要求されない。しかし、形質変更によって汚染の拡散や搬出される汚染土壌の不適切な処理が行われなように管理が必要となる。

現行法では、指定区域の解除の条件は、特定有害物質による汚染の除去により、指定基準に適合する状態になった場合である。これは特定有害物質を除去することと理解されているが、基本的には指定基準に適合する状態を示していると考えべきである。

改正土対法では区域の指定が解除される条件は、指定された区域によって異なっている。要措置区域の場合は、改正法第 6 条第 4 項において「汚染の除去等の措置により要措置区域の指定を解除する」とされている。ただし、封じ込め等の摂取経路を遮断する措置を実施した場合は、要措置区域の指定は解除されるが、規制基準に適合しない有害物質が残されるために、要届出区域に指定が変更される。このことは、摂取経路を遮断する修復措置は必要ない区域として行政が認めるということである。掘削除去や原位置分解等により有害物質が規制基準に適合した場合は、要措置区域にも要届出区域にも相当しなくなるために、区域の指定は解除される。

一方、要届出区域の場合は、改正法第 11 条第 2 項において「汚染の除去により、区域の指定を解除する」とされている。要届出区域の指定を消除するためには、規制基準に適合しなくてはな

らず、汚染の除去が要求される。つまり、要届出区域に指定されたということは、行政が摂取経路の遮断等の措置は、指定された後は不要な区域であると認めたということである。このことは土地取引等において重要なポイントになると思われる。

今回は、指定の申請、及び指示措置について記述する。

アースアプレイザル 技術顧問 西田 道夫 技術士（応用理学・建設）

☆土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、現在の状況☆

環境省 HP では 2009 年 8 月 20 日現在、指定区域状況が「2009 年 7 月 31 日現在」となっております。環境省の HP に掲載されている自治体に限り、弊社独自に「2009 年 6 月 11 日～2009 年 8 月 20 日」の期間について調査（HP や直接電話で確認調査）をした結果をまとめました。詳細は以下の通りです。

環境省 HP に掲載されている指定区域（2009 年 7 月 31 日現在）は 166 ケ所、一部解除されている区域は 14 ケ所、解除は 188 ケ所の計 368 ケ所となっています。

弊社の調査結果（2009 年 8 月 20 日現在）では土壌汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域が全国で 162 ケ所になっています。また、過去に指定され、一部解除されている地域は 15 ケ所、指定が解除された区域が 194 ケ所となっています。

調査の結果（8 月 20 日現在）、新規情報（HP と異なる）が 5 ケ所あったため、お知らせ致します。

296：神奈川県川崎市川崎区港町（解除）H21.7.21

343：兵庫県川西市矢間 3 丁目（解除）H21.8.7

未掲載：新潟県燕市小池（指定）H21.7.17

未掲載：大阪府大阪市淀川区塚本 5 丁目（指定）H21.7.24

未掲載：大阪府堺市堺区北清水 3 丁目（指定）H21.8.3

環境省 HP <http://www.env.go.jp/water/dojo/sekou/shitei.html>

今回の EAnetwork いかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壌汚染・アスベストに関するご質問など、お気軽に Fax または eanews@earth-app.co.jp までご連絡ください。配信方法につきまして、FAX 配信からメール配信での配信へ変更をご希望の方は、下記にチェックの上 FAX にてご返送、または eanews@earth-app.co.jp までご連絡ください。

株式会社アースアプレイザル
編集者：伊藤祥子
TEL: 03-5298-2151
FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メール配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル・山京ビルマネジメント・リアックス（北海道）、EFA ラボラトリーズ、ジオネット・オンライン、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・リサイクルワン・協和地下開発（関東）、アイエーシー（神奈川）、トーエネック・フルエンゲル・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、アースアプレイザル GF（大阪）、三協エンジニア（奈良）、エイト日本技術開発（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、東建工業・アースアプレイザル九州（福岡）、三矢エンジニアリング（沖縄）
海外：Forensic Analytical/Golder Associates Inc./Tetra Tech EM Inc.